

浪江町長コメント

今回の原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADRセンター」)の和解仲介手続打ち切りについては、誠に遺憾である。

私たちの意思が入る余地がなく、町外へ長期広域避難を強いられ、現在も過酷な生活を余儀なくされている状況を、ADRセンター、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」)は、何と考えているのか。

避難者に寄り添うどころか、突き放していると思えない、残念な結果である。

東京電力は、私たちの訴え、陳述に耳をふさぎ、陳述書をまともに精査もせず、ADRセンターの和解案を退けてきた。

「この和解案を認めると、浪江町だけでなく広域的に影響を及ぼす」、「申立人の集団賠償については、個別事情を考慮して判断したい」とする受諾拒否の理由は、到底、私たちには納得できない。

そもそも、東京電力は、「損害がある限り賠償する方針」を示し、「最後の一人まで賠償貫徹」「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、そして今なお、「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を公表している。

「尊重する」と誓いながら、和解案の受諾を、1名を除き4年以上に亘り拒否し続けた不誠実なその姿勢は、言語道断であり、許されるものではない。

抛って、東京電力には、原発事故の原因者、加害者としての意識がひとつかけらもないと断じたい。

ADRセンターには、これまで長い期間に亘って、和解仲介役を務めていただいたことに御礼申し上げます。

しかし、ADRセンターの役割は何か。

この原子力損害賠償において、お互いに不利にならないよう審議する客観的立場に立脚し、本裁判審理のように長期間に及ばないよう、スピーディーに解決する機関ではなかったのか。

今回の件で、その設置目的は根底から覆されることになり、全く理解のできない組織となった。

東京電力の原発事故によって、原因が生じたことを肝に銘ずるべきで、ADRセンターの存立が疑われる。

今後については、15,000人以上の申立人及び浪江町支援弁護団、町議会とこの問題の対応について、町のできることを協議、検討するとともに、町民に寄り添った更なる施策についても検討して参りたい。

平成 30 年 4 月 6 日

浪 江 町 長 馬 場 有